

Information 平年金事務所・健康福祉課

## 東日本大震災の被災者の方の申請免除等特例措置の段階的見直しについて

これまで、国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例(以下「申請免除等」とします。)については、東日本大震災に伴い避難を余儀なくされた方のご事情を踏まえ、特例措置を設けておりました(※)  
 ※申請免除等は、通常、前年所得により審査することとしておりますが、東日本大震災が生じた日に旧避難指示区域を有する以下の市町村にお住まいであった被保険者の皆様においては、前年所得によらず申請免除などを審査する措置を設けておりました。  
 (対象市町村)

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

令和7年度以降の申請免除などにつきましては、一部の避難指示地域について解除から概ね10年を経過することなどを踏まえ、当時お住まいだった以下の市町村毎に申請免除等特例措置の段階的な見直しを行います。

皆様におかれましては、あらかじめ、ご理解・ご協力をお願いします。

当時お住まいだった市町村 <sup>(※1)</sup>	特例措置の廃止年度	
	免除・納付猶予	学生納付特例
広野町、田村市	令和7年度 (令和7年7月分の保険料から)	令和7年度 (令和7年4月分の保険料から)
楡葉町	令和8年度 (令和8年7月分の保険料から)	令和8年度 (令和8年4月分の保険料から)
川内村、葛尾村 <sup>(※2)</sup> 、南相馬市 <sup>(※2)</sup>	令和9年度 (令和9年7月分の保険料から)	令和9年度 (令和9年4月分の保険料から)
川俣町、飯館村 <sup>(※2)</sup> 、浪江町 <sup>(※2)</sup> 、富岡町 <sup>(※2)</sup>	令和10年度 (令和10年7月分の保険料から)	令和10年度 (令和10年4月分の保険料から)

※1 平成29年4月以前に指示が解除されている地域のみ記載しております。平成29年5月以降に解除された地域については、今後見直し内容をお示しする予定です。

※2 帰還困難区域(特定復興再生拠点区域含む。)を除きます。


問 平年金事務所 ☎0246-23-5611  
 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

## 令和5年度 原子力機構 福島研究開発部門 成果報告会の開催について

原子力機構は、福島研究開発部門における1Fの廃炉および福島県内の環境回復に向けた研究開発などの活動で得られた成果などについて、以下のとおり報告会を開催いたします。

- 開催日時 令和6年1月26日(金)  
午後1時～午後4時50分
- 開催場所 いわき芸術文化交流館アリオス(中劇場)
- 開催方式 ハイブリッド開催(ご来場およびオンライン)

■申込方法 参加申込用紙をダウンロードし、必要事項をご記入の上、E-mailまたはFAXにてお申し込みください。  
 ダウンロードは  
 QRコードから。

問 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
 福島研究開発部門  
 福島研究開発拠点 福島事業管理部 総務課  
 ☎024-524-1060 FAX024-524-1069

Information 健康福祉課

## 介護保険料および後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収開始

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および原子力災害により避難指示などが出された区域のうち、旧緊急時避難準備区域および平成26年12月31日までに解除された避難指示解除準備区域に居住していた方で、一定所得以下の個人または世帯は令和5年度における国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料について、本来の賦課額の2分の1を納めていただくこととなります。

介護保険料については、介護保険法第135条より、原則、年金からの天引きとなる特別徴収を開始いたします。介護保険料の対象者は、令和5年4月1日時点で広野町に住居のある65歳以上の第一号被保険者の方で、年金(老齢年金・退職年金、遺族年金および障害年金)の年額18万円以上を受給されている方となります。

後期高齢者医療保険料については、75歳以上または一定の障がいを持つ65歳以上の方で、年金の受給額が年額18万円以上かつ介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えない方が対象となります。

年金からの特別徴収は、令和5年10月支給の年金から開始されます。

なお、これらに該当しない場合は普通徴収となります。支払い方法は納付書または口座振替となりますが、納め忘れの無いよう口座振替をご活用ください。

保険料や納期などについては、令和5年7月以降に送付しております「保険料納入通知書」でご確認ください。

特別徴収と普通徴収		
	対象者	納付方法
特別徴収	●老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金を年額18万円以上受給されている方 *手続きは必要ありません	受給されている年金から徴収されます。
	●年金を受給されていない方 ●年金の受給額が年額18万円未満の方 ●特別徴収の要件を満たしていても、以下の条件に該当する方 1. 令和5年4月1日以降に65歳になられた場合(介護保険料) 2. 令和5年4月1日以降に75歳到達または、65歳以上で一定の障がいをお持ちの場合(後期高齢者医療保険料) 3. 他の市町村から広野町へ転入された場合 4. 年度の途中で所得段階の区分が変更となった場合 5. 年金の再裁定などにより年金の種類や金額が変更された場合(特別徴収が継続される場合もあります。) 6. 年金の支払いが停止(一部停止)になった場合	納付書でのお支払いまたは口座振替となります。  口座振替取り扱い金融機関については下記の通りです。  ・あぶくま信用金庫 ・ゆうちょ銀行 ・東邦銀行 ・福島さくら農業協同組合
普通徴収		

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113



### 相双文化発信センター遊戯交流会参加者募集

★日時 毎週水曜日 14:00～17:00  
 (令和5年6月14日～令和6年2月7日)  
 ★場所 広野公民館 ☎0240-27-3244  
 (広野町中央台1丁目1番地)  
 ★お問い合わせ ☎080-5224-0105  
 将棋・麻雀などの遊戯を通して地域と世代を超えて交流しませんか?小学生以上居住地にかかわらずどなたでも参加できます!  
**無料!!**  
 令和5年度 地域経済政策推進事業費補助金(被災12市町村における地域のつながり支援事業)



### 自分たちの町は自分たちで守る

広野町消防団 団員募集  
 広野町婦人消防隊 隊員募集  
 活動内容や待遇などの詳細は  
 問 広野町 環境防災課 ☎0240-27-2114

